

出典：第 14 回緩和ケア推進検討会(H26.6.4)資料より

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の見直しについて

佐久総合病院佐久医療センター
緩和ケア内科
山本 亮

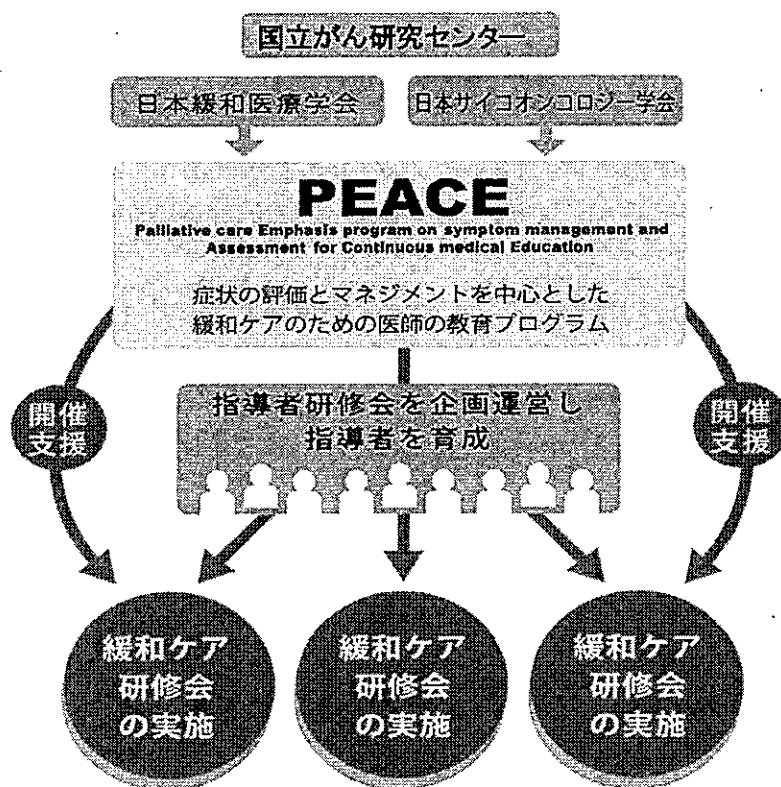
背景

- 2007年、がん対策推進基本計画で、「すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得する」ことが目標として掲げられた
- 2008年、医師に対する緩和ケアの基本的な知識等を習得するための研修会に関する健康局長通知「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」が出された

緩和ケア研修会の目的

- がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得する
- 治療の初期段階から緩和ケアが提供されるようにする

研修会普及の構造



緩和ケア研修会修了者

都道府県	交付枚数	開催回数
北海道	2,030	118
青森県	449	37
岩手県	741	45
宮城県	480	38
秋田県	574	54
山形県	641	35
福島県	564	44
茨城県	812	60
栃木県	817	40
群馬県	808	51
埼玉県	1,291	72
千葉県	1,329	84
東京都	4,812	223
神奈川県	1,729	113
新潟県	571	55
富山県	657	52
石川県	577	28
福井県	506	27
山梨県	376	21
長野県	979	51
岐阜県	859	35
静岡県	997	61
愛知県	2,488	125
三重県	713	36

都道府県	交付枚数	開催回数
滋賀県	612	41
京都府	1,123	61
大阪府	2,835	154
兵庫県	2,022	91
奈良県	543	29
和歌山県	655	40
鳥取県	219	25
島根県	592	31
岡山県	970	41
広島県	1,489	82
山口県	542	41
徳島県	335	27
香川県	551	26
愛媛県	708	38
高知県	308	24
福岡県	1,994	102
佐賀県	368	22
長崎県	667	42
熊本県	689	53
大分県	673	41
宮崎県	416	28
鹿児島県	697	42
沖縄県	547	24
合計	45,159	2,608

(枚) (回)

平成25年9月末時点

修了者総数

45,159名

がん対策推進基本計画

(平成24年6月閣議決定)

- ・ がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ・ 患者の視点を取り入れつつ、研修内容の更なる充実とともに、必要に応じて研修指導者の教育技法などの向上を目指した研修を実施する。
- ・ 3年以内にこれまでの緩和ケアの研修体制を見直し、5年以内にがん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得することを目標とする。

緩和ケア推進検討会第二次中間とりまとめ 緩和ケアに関する研修体制（抜粋）

- 一般型研修を推奨しているが、単位型での開催も検討される必要がある
- 受講生のレベルに合わせたプログラム
 - 受講者によって内容を改変できるように
- 研修医に対する受講の推奨
- 患者家族の視点を取り入れた研修会
 - 患者・家族のインタビューを収録したDVDの活用
 - 研修内容に関する患者・家族との合同会議
 - 患者・家族の研修会への参加

緩和ケア推進検討会第二次中間とりまとめ 研修会への導入を検討するもの（抜粋）

- 患者とその家族の心情に配慮した意思決定環境の整備
 - 初期治療の内容のみならず、当該患者のがん治療全体の見通しについて説明すること
 - 看護師や心理士のカウンセリングの活用
- 苦痛のスクリーニングの徹底
 - 身体的・精神的・社会的苦痛のスクリーニングと適切な対処

緩和ケア研修会の開催指針（構成）

- 1 趣旨
- 2 緩和ケア研修会
- 3 実施主体
- 4 **緩和ケア研修会の開催指針（ここのみの変更を検討）**
- 5 緩和ケア研修会の修了証書
- 6 その他

4 緩和ケア研修会の開催指針

(1) 緩和ケア研修会の実施担当者について
(変更を検討していない)

(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」（別添1）に準拠したものであること。

- ① 緩和ケア研修会の開催期間
- ② 緩和ケア研修会の形式
- ③ 緩和ケア研修会の内容
(この部分の変更を検討)

① 緩和ケア研修会の開催期間

既存の開催指針

- 原則として、緩和ケア研修会の開催期間は、2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計は、12時間以上であること

見直し案

- 変更なし

② 緩和ケア研修会の形式

既存の開催指針

緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、ワークショップ形式の研修も実施し、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 講義の開始前に、参加者が現時点における自身の知識を確認し、緩和ケア研修会の目標を認識できるように配慮された筆記式の試験(以下「プレテスト」という。)を実施した上で、当該目標を明示すること。

イ 講義の終了後は、実際に活かせる知識の習得を目的として、症例等を用いた演習と討論(以下「グループ演習」という。)を含むワークショップを行うとともに、プレテストの解説を行うこと。

ウ 知識や技能を効果的に修得できるよう、緩和ケア研修会の内容に応じて、ワークショップの中でグループ演習としてロールプレイングによる演習を行うこと。

エ ワークショップを開始するに当たっては、参加者の緊張を解くことに配慮したプログラム(以下「アイスブレーキング」という。)を行うこと。

オ ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。

見直し案

緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、ワークショップ形式の研修も実施し、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 講義の終了後は、実際に活かせる知識の習得を目的として、症例等を用いた演習と討論(以下「グループ演習」という。)を含むワークショップを行うこと。

イ 知識や技能を効果的に修得できるよう、緩和ケア研修会の内容に応じて、ワークショップの中でグループ演習としてロールプレイングによる演習を行うこと。

ウ ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。

③緩和ケア研修会の内容

既存の開催指針

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること。

- ア がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん性疼痛治療法を含むがん性疼痛に対する緩和ケア
- イ 呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケア
- ウ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケア
- エ がん医療におけるコミュニケーション技術
- オ 全人的な緩和ケアについての要点
- カ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点
- キ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点
- ク 在宅における緩和ケア

見直し案

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること。

- ア 苦痛のスクリーニングと包括的アセスメント
- イ 診断時から行われる、当該患者のがん治療全体の見通しについての説明について
- ウ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を含むがん疼痛に対する緩和ケア
- エ 呼吸困難、消化器症状、等の身体症状に対する緩和ケア
- オ 不安、抑うつ及びせん妄、等の精神症状に対する緩和ケア
- カ がん医療におけるコミュニケーション技術
- キ 患者の視点に立った全人的な緩和ケアについての要点
- ク 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点
- ケ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点
- コ 在宅における緩和ケア

緩和ケア研修会標準プログラム 改定案要旨（別紙参照）

追加・修正した点

- ・ 患者に視点に立った全人的緩和ケアの要点
- ・ 苦痛のスクリーニングと包括的アセスメント
- ・ がん疼痛のワークショップを地域連携と合わせて運営
- ・ 地域連携と在宅のセッションを新設
- ・ 選択式のプログラムの導入

削除した点

- ・ オピオイドを処方するときのロールプレイ→がん疼痛の講義内容に含める

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針

(緩和医療学会からの提示案)

1 趣旨

本指針は、がん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）において、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的とするものである。

2 緩和ケア研修会

緩和ケア研修会は、同一の研修会主催責任者により実施される同一の参加者を対象とした研修会（以下「一般型研修会」という。）又は異なる研修会主催責任者により実施される異なる参加者を対象とした単位制による研修会（以下「単位型研修会」という。）により実施されるものとする。

3 実施主体

- (1) 都道府県
- (2) がん診療連携拠点病院（特定領域がん診療連携拠点病院を含む）
- (3) 民間団体

4 緩和ケア研修会の開催指針

(1) 緩和ケア研修会の実施担当者について

次に掲げる者で構成される実施担当者が緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行うこと。

① 研修会主催責任者

研修会主催責任者は、緩和ケア研修会を主催する責任者であり、1名以上であること。ただし、②の研修会企画責任者が兼務しても差し支えないこと。

② 研修会企画責任者

研修会企画責任者は、緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う責任者であり、1名以上であること。

研修会企画責任者は、国立がんセンター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」若しくは平成20年度以降に予定している厚生労働省委託事業である緩和ケア指導者研修会を修了した者又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。

コ 在宅における緩和ケア

5 緩和ケア研修会の修了証書

(1) 修了証書の交付について

緩和ケア研修会の修了者（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式1に準拠した修了証書を交付すること。

(2) 修了証書の発行手順等について

① 一般型研修会を実施する場合

ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の2か月前までに、様式2の確認依頼書に係る書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。

イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、緩和ケア研修会の1か月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん対策・健康増進課（以下「がん対策・健康増進課」という。）まで提出すること。

ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであるとがん対策・健康増進課が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡するので、緩和ケア研修会開催の2週間前までに、様式1に準拠した修了証書に、参加者の氏名、緩和ケア研修会の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で研修会主催責任者に返却するものであること。

エ 緩和ケア研修会に参加しなかった者及び緩和ケア研修会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。交付しなかった修了証書については、オの緩和ケア研修会報告書と併せて、がん対策・健康増進課まで提出すること。

オ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次に掲げる項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成し、都道府県がん対策担当課を通じて、がん対策・健康増進課まで提出すること。

- ・ 一般型緩和ケア研修会の名称
- ・ 主催者、共催者、後援者等の名称
- ・ 開催日及び開催地
- ・ 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- ・ 修了者の人数、氏名及び所属（氏名及び所属を公開することについての本人の同意の可否を含む。）

② 単位型研修会を実施する場合

ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関する案を作成し、がん対策・健康増進課まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。

イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の2か月前までに、様式3の確認依頼書に係る書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。

拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん対策・健康増進課に報告すること。

(4) 緩和ケア研修の継続

緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会について、一般型研修会として、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。また、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

- 1 緩和ケア研修会の名称：
- 2 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 3 開催日及び開催地
 - (1) 開催日： 平成 年 月 日～平成 年 月 日
(実質的な研修時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 4 緩和ケア研修会の実施担当者
 - (1) 研修会主催責任者数： 名
 - (2) 研修会企画責任者数： 名
 - (3) 研修会協力者数： 名
 - (4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴：別添1のとおり
- 5 参加者
 - (1) 予定参加者数： 名
 - (2) 参加者の要件：
 - (3) ワークショップ及びグループ演習におけるグループごとの人数： 名程度
から 名程度まで
- 6 緩和ケア研修会進行表：別添2のとおり

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(都道府県知事) 印

確認依頼書

下記の医師について、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会（単位型研修会）を修了したことの確認を依頼します。

記

緩和ケア研修会修了者について

- (1) 修了者数： 名
- (2) 修了者の所属及び氏名：別添1のとおり
- (3) 修了者の単位型研修会の修了状況：別添2のとおり
- (4) 修了者の所属及び氏名を公開することについての本人確認に基づく可否：別添3のとおり

(2) 単位型研修会を実施する場合について

単位型研修会の1単位については、1.5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。研修が効果的に行われるように配慮した上で、各単位の内容を定めること。

- ①患者の視点に立った全人的な緩和ケアについての要点：0.5単位以上
- ②苦痛のスクリーニングと包括的アセスメントおよび診断時から行われる、当該患者のがん治療全体の見通しについての説明について：0.5単位以上
- ③がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を含むがん疼痛に対する緩和ケアの概略とがん疼痛の治療法：1単位以上
- ④がん疼痛、地域連携についてのワークショップ：1.5単位以上
ワークショップを実施する際にはがん疼痛を持つ患者の評価及び治療ならびにがん患者の療養場所の選択及び地域連携および在宅における緩和ケアについて、を含むこと
- ⑤呼吸困難、消化器症状等のマネジメント等の身体症状に対する緩和ケアについて：1単位以上
- ⑥不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて：1単位以上
- ⑦がん医療におけるコミュニケーション技術について：0.5単位以上
- ⑧がん医療におけるコミュニケーション技術についてのワークショップ：1単位以上
ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと
ア グループ討論による患者への悪い知らせの伝え方についての検討
イ ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習
- ⑨がん患者の療養場所の選択及び地域連携、在宅における緩和ケアについての要点：0.5単位以上
- ⑩その他
研修会企画責任者は、次に掲げる項目から、参加者の特性や地域の状況を踏まえつつ学習項目を選択し、研修内容にとり入れること：0.5単位以上
ア がん疼痛・呼吸困難・消化器症状以外の身体的苦痛の緩和
イ 不安、抑うつ及びせん妄以外の精神的苦痛の緩和
ウ 社会的苦痛の緩和
エ がん体験者等からの講演